上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第12号

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する 条例

(上尾市民体育館条例の一部改正)

第1条 上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」を「午前9時から午後9時までとする」に改め、同項各号を削る。

(上尾市平塚サッカー場条例の一部改正)

第2条 上尾市平塚サッカー場条例 (平成17年上尾市条例第50号) の一部を次のように改正する。

第3条中「午前8時から午後9時まで」を「午前6時から午後9時まで (教育委員会規則で定める期間にあっては、午前8時から午後9時まで)」 に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第14条関係)

利用区分/利用			利用料金の額							
単位			早朝	午前1	午前2	午後	夜間1	夜間2		
サッ	一般•	全	4, 8	7, 2	7, 2	7, 2	4, 8	4, 8		
カー	学生	面	0 0 円	0 0 円	0 0 円	00円	0 0 円	00円		
場		半	2, 4	3, 6	3, 6	3, 6	2, 4	2, 4		
		面	0 0 円	0 0 円	0 0 円	00円	0 0 円	00円		
	児童・	全	2, 4	3, 6	3, 6	3, 6	2, 4	2, 4		
	生徒	面	0 0 円	00円	00円	00円	00円	00円		
		半	1, 2	1, 8	1, 8	1, 8	1, 2	1, 2		

	面	00円	0 0 円	00円	0 0 円	0 0 円	00円		
夜間	全点灯	1時間につき1,600円							
照 明 設備	1/2点	1 時間につき800円							

別表備考第1号中「午前1とは」を「早朝とは午前6時から午前8時までを、午前1とは」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市民体育館条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市民体育館の施設等(新条例第2条第1号に規定する施設等をいう。以下同じ。)の利用について適用し、同日前の上尾市民体育館の施設等の利用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の上尾市平塚サッカー場条例の規定は、令和 6年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用について適用し、同日前 の上尾市平塚サッカー場の利用については、なお従前の例による。